

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(受)第854号
決定日 令和7年11月12日
裁判所 最高裁判所 第二小法廷
裁判長裁判官 岡村 和美
裁判官 三浦 守
裁判官 尾島 明
裁判官 高須 順一
当事者等 申立人 世界平和統一家庭連合
同代表者代表役員 田中 富廣
同訴訟代理人弁護士 福本 修也
相手方 日本テレビ放送網株式会社
同代表者代表取締役 福田 博之
同訴訟代理人弁護士 北沢 豪 ほか
相手方 有田 芳生
同訴訟代理人弁護士 光前 幸一 ほか
原判決の表示 東京高等裁判所令和6年(ネ)第1772号(令和6年12月23日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年11月12日

最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 小野寺 亮一

こ れ は 正 本 で あ る 。

令 和 7 年 1 1 月 1 2 日

最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷

裁 判 所 書 記 官 小 野 寺 亮

